

「農薬の使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」の一部改正について

(平成27年10月 2日)

今般、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長から平成27年10月1日付けをもって農林水産省設置法の一部が改正されたことに伴い、同日付で「[農薬の使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について](#)」(平成16年1月19日付け15消安第5249号)の一部が別添新旧対照表のとおり改正された旨の連絡がありましたので、お知らせします。

[別添新旧対照表はこちら](#)